

芦屋町小中学校ネットワーク環境整備事業 公募型プロポーザル実施要項

1 目 的

町内小中学校の学習系ネットワーク機器更改等のネットワーク環境整備に加え、文部科学省が発出した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月）」で示す「アクセス制御による対策を講じたシステム構成」（ゼロトラスト環境）を構築することにより、ふくおか電子自治体共同運営協議会が構築を進めている統合型校務支援システムへのセキュアな接続環境を整備するとともに、教職員に配布している学習系・校務パソコンを1台に統合して利便性を高め、教育データの利活用を図る。また、教職員の働き方改革を推進し、教職員が児童・生徒一人一人と向き合う時間を創出することにより、教育活動の質の向上に資することを目的とする。

この要項は、芦屋町小中学校ネットワーク環境整備事業を効果的に実施可能な事業者を公募型プロポーザルにより選定するため必要な手続き等を定める。

2 事業概要

(1) 事業名 芦屋町小中学校ネットワーク環境整備事業

(2) 業務内容 別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

① ゼロトラスト環境構築・運用に必要なライセンスの調達

(ア) Microsoft 365 Education のライセンス更新

ライセンス期間：令和7年8月1日から令和8年7月31日までの1年間

(イ) 資産管理ソフト（SKYSEA Client View M1Cloud Edition）のライセンス調達

ライセンス期間：令和8年1月1日から令和8年12月31日までの1年間

(ウ) その他、ゼロトラスト環境構築・運用で必要なツール ※提案がある場合のみ。

ライセンス期間：令和8年1月1日から令和8年12月31日までの1年間

② 小中学校ネットワーク環境整備業務委託

契約締結日から令和8年3月31日まで

(ア) ネットワーク環境整備・ゼロトラスト環境基盤の構築

契約日から令和7年12月27日まで

(イ) データの移行、運用・保守

令和8年1月1日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額

① ゼロトラスト環境構築・運用に必要なライセンスの調達

提案上限額 3,258,000円（税込）

② 小中学校ネットワーク環境整備業務委託

提案上限額 49,099,000円（税込）

3 事業者選定方法

事業者の選定にあたっては、本町の現状を把握するとともに、豊富な知見と実績を有した、法人格を有する事業者からの提案により選定する。

選定にあたっては、事業者からの提案を芦屋町教育委員会が定めた複数の選定委員により、評価基準に基づき審査を行い、優先交渉権者を選定する。

そのうえで、優先交渉権者と芦屋町による仕様書の調整等協議が整った場合、契約を行うものとする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する事業者は、次の要件すべてに該当するものに限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない者であること。
- (2) 契約締結までの間に、芦屋町から指名停止の措置を受けていないこと。ただし、参加申込書提出後から契約締結までの間に、芦屋町から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づき民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 法人の代表者又は役員等が、芦屋町暴力団等排除条例（平成22年3月24日条例第4号）第3条第1項第2号から第5号の規定に該当する者（以下「暴力団等」という。）に該当し、その経営に実質的に関与している者でないこと。
- (6) 法人の代表者又は役員等が、自己若しくは他人に違法若しくは不当な利益を図る目的や不当な被害を加えるなどの目的をもって、暴力団等を利用する者でないこと。
- (7) 暴力団等と関係を持ちながら、資金などを提供するなどして暴力団等の維持運営に協力又は関与していないこと。
- (8) 福岡県内に事業所もしくは支店を有すること。
- (9) 本業務と同種（ゼロトラスト環境構築）及び類似する業務（学校の校務系・学習系のネットワーク構築等）を実施しており、過去5年間（令和2年度から令和6年度）に地方公共団体での受託実績を有すること。

5 参加資格の確認

事業者の参加資格の確認は、参加申込書の提出日を基準とする。ただし、参加資格確認後から契約日までに事業者の備えるべき要件を欠くような事態が発生した場合は失格とする。

6 実施スケジュール

事 項	日 程
公募開始、実施要項等の配布開始	令和7年6月13日（金）
実施要項等に関する質問の受付	令和7年6月19日（木）午後5時まで

実施要項等に関する質問の回答	令和7年6月24日（火）午後5時まで
参加申込書等提出期限	令和7年6月27日（金）午後5時まで
企画提案書、見積書等提出期限	令和7年7月9日（水）正午まで
書類審査結果の通知及びプレゼンテーション日時 の通知 ※書類審査は3社以上の申込があった場合に実施	令和7年7月11日（金）
プレゼンテーション及び審査	令和7年7月16日（水）予定
二次選考結果の通知	令和7年7月18日（金）予定

7 質問の受付及び回答

本プロポーザル実施要項に関する質問がある場合は、次のとおりとする。なお、これに定める質問以外は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和7年6月19日（木）午後5時まで
- (2) 提出書類 質問書（様式1）
- (3) 提出方法 電子メール gakko@town.ashiya.lg.jp
- (4) 提出先 芦屋町教育委員会 学校教育課 学校教育係
※電話（093-223-3547）での受信確認を行うこと。
- (5) 回答方法 令和7年6月24日（火）午後5時までに、質問表を提出した全ての事業者を伏せた状態で一覧表にまとめ、電子メールにて回答する。
※必要に応じ芦屋町のホームページにて公開することがある。

8 参加申込書等提出期限の提出

- (1) 提出期限 令和7年6月27日（金）午後5時まで
- (2) 提出書類

提出書類名	提出部数
① 参加申込書（様式2）	1部
② 会社概要（任意様式）	8部
③ 業務実績書（様式3）※原本は1部、他はコピー可	8部
④ 同意書（様式5）	1部
⑤ 役員等名簿（様式5別表1）	1部
⑥ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税に滞納がないことが証明（直近1年分）できる書類）	各1部

- (3) 提出方法 郵送または持参。郵送の場合は必着のこと。
- (4) 提出先 〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号
芦屋町教育委員会 学校教育課学校教育係

9 企画提案書、見積書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年7月9日（水）正午まで

(2) 提出書類

提出書類名	提出部数
① 企画提案書（任意様式）	8 部
② 見積書（様式 4）・見積内訳書（任意様式）、 ※見積内訳書（任意様式）は、見積額の内訳がわかるようにすること	1 部
③ 参考見積書（様式 4－2）・見積内訳書（任意様式） ※令和 8 年度以降の運用保守費用（年額）の参考見積額を記載すること。	1 部

10 審査方法

(1) 選定機関の設置

事業者の選定にあたり、選定委員会を設置する。なお、選定委員会委員は非公表とする。

(2) 選定方法

提出書類及びプレゼンテーション等の審査により、選定委員会において事業者に順位をつけて優先交渉権者を決定する。

- ① 参加申込事業者が 3 事業者以上あった場合、参加資格に適合した事業者に対して書類審査を行いプレゼンテーションへの参加事業者を選定する。
- ② 選定結果は、プロポーザルに参加した事業者全員に対して文書にて通知し、事業者名を伏せた状態で参加事業者及び貴社の順位を通知する。また、優先交渉権者については、ホームページで事業者名を公表する。
- ③ 選定委員会については非公開とする。
- ④ 参加申込事業者が 1 事業者の場合も、審査を実施し選定の可否を決定する。

(3) プレゼンテーション及び審査

- ① 実施日時 令和 7 年 7 月 16 日（水）予定
- ② 実施場所 別途通知する。
- ③ プレゼンテーションの時間
プレゼンテーションの時間は 1 事業者あたり 30 分以内とし、終了後に 10 分程度審査員からの質疑応答時間を設ける。
- ④ プレゼンテーションの方法
 - (ア) 各事業者のプレゼンテーション出席者は 3 名以内とする。
 - (イ) 企画提案書に沿ったプレゼンテーションを基本とする。
 - (ウ) 企画提案書とは別にプレゼンテーション用資料がある場合は、当日 7 部を持参すること。
 - (エ) プレゼンテーションの方法については特に指定しない。ただし、次に掲げるものの以外に必要な機器は事業者において準備し、自ら操作すること。

電源、スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブル、マイク、机、椅子

(オ) 注意事項

プレゼンテーション開始時間の 10 分前には受付を済ませ、控室で待機すること。なお、開始時間は質疑の内容等により前後する場合がある。

(4) 評価基準

評価基準及び配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
業務実績	・本業務と同様（類似を含む）の業務の実績が十分であるか。 ・学校への ICT 機器導入や構築など、教育機関に精通した事業者であるか。	10
業務理解度	・文部科学省が発出している「情報セキュリティポリシーガイドライン」を踏まえた提案となっているか。 ・本町の現状や課題、本業務の趣旨を理解した提案内容となっているか。	20
ネットワーク 環境整備	・仕様を満たした機器の提案、システム構成となっているか。 ・機器の設置・構築において、学校運営に支障のない工程となっているか。	10
ゼロトラスト 環境基盤の構築	・提案のコンセプト（ライセンスの選定理由を含む）、全体概要が明確となっているか。 ・ゼロトラストを構成する以下の機能について、セキュリティ面や運用・管理面を考慮した構成となっているか。 【ゼロトラストを構成する機能】 ID 統制（IDaaS 等）、端末管理（MDM 等）、EPP 及び EDR、クラウドストレージ、データ漏えい防止（IRM）、メールセキュリティ等 ・教職員端末への設定やデータ移行において、教職員の負担軽減となる提案となっているか。	30
プロジェクト 管理	・人員体制（人数、責任者（担当者）、役割、有資格者等）が明確であり、本業務実施に耐えうる体制が整っているか。 ・発注者へのフォロー体制や本業務を円滑に進める体制が整備されているか。 ・想定スケジュールを考慮した、具体的かつ実現可能な工程の提案となっているか。	10
運用保守	・運用保守体制が明確となっているか。 ・管理者および学校からの問い合わせに対して、迅速に対応できる体制が整っているか。 ・障害発生時の対応について、役割分担、具体的な対応方法が示されているか。	40

	・アカウント管理・年次更新業務等の業務が遅延なく実施できる体制が整っているか。 ・SLA 項目及び SLO の設定について、適切な提案がなされているか。	
追加提案	本業務の目的に沿った、有益な提案であるか。	10
見積額	評価点＝（最低提案価格/提案価格）×評価点 ※提案価格は、令和 7 年度に要する費用+令和 8 年度以降に要する費用（令和 8 年度運用保守費用（参考見積）、令和 7 ライセンス費用×5 年）とする。	20

1 0 契約手続き等

- （１）審査結果に基づき、選定した優先交渉権者と協議して、提案内容等を反映した仕様書に基づき、契約を締結する。
- （２）優先交渉権者が本プロポーザル終了後に辞退した場合、又は参加資格に該当しないと認められた場合並びに優先交渉権者との協議が不調となった場合は、本プロポーザルの次点者に契約交渉権を与える。

1 1 その他の留意事項

- （１）複数の提案書の提出はできない。
- （２）提出期限後の提案書等の変更、差替え又は再提出は認めない。また、提出期限後の提案書等は、理由の如何に関わらず返却しない。
- （３）企画提案書の策定、プレゼンテーション参加等に要する一切の経費等は、全て提案事業者の負担とする。
- （４）提案書の著作権は各提案事業者に帰属する。ただし、芦屋町が候補者の選定結果の公表等に必要の場合には、提案書の内容を使用できることとする。
- （５）参加申込書及び提案書等に虚偽の記載をした場合や、本要領（提出期限や提出方法等）を満たさない場合、見積価格が提案上限額を超えた提案が行われた場合は、失格とする。

1 2 問い合わせ及び提出先

〒807-0198

福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2 番 20 号

芦屋町教育委員会 学校教育課 学校教育係 担当：原田

電話：093-223-3547 FAX：093-223-3885

電子メール：gakko@town.ashiya.lg.jp